

関係計画一覧

参考

計 画	根 拠	概 要
「あいち はぐみんプラン」 (平成22年4月～平成27年3月)	愛知県少子化対策推進条例第6条 (平成十九年愛知県条例第八号) <策定義務> 次世代育成支援対策推進法第9条 (平成十五年法律第百二十号) <策定義務。ただし、新制度の本格施行に伴い、法律上は任意となる。>	・少子化対策に係る愛知県の総合的な計画。 ・少子化の流れに歯止めをかけるため、以下の4つの重点目標をもつ。 ① 若者の生活基盤の確保 ② 希望する人が子どもを持つ基盤づくり ③ すべての子ども・子育て家庭への切れ目のない支援 ④ 「子どもは社会の希望・未来の力」、地域・社会の子育て力をアップする ・若者の就職や結婚・出産、子育てまで、各ライフステージ別の課題を踏まえた23の基本施策を掲載している。
子ども・子育て支援事業支援計画 (平成27年4月～予定)	子ども・子育て支援法第62条 (平成二十四年法律第六十五号) <策定義務>	・都道府県は、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定義務があり、国で定める基本指針に基づき策定することとされている。 ・必須記載事項は、 ① 区域の設定 ② 県内の教育・保育の量(幼稚園・保育所等のニーズ量)の見込みと保育サービス等の確保策、実施時期 ③ 教育・保育を行う者の養成、就業促進に関する事項 等 ・その他、任意記載事項として、基本理念や、ワークライフバランスについても掲載することができる。
子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画 (平成27年4月～予定)	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条 (平成二十五年法律第六十四号) <努力義務>	・都道府県は、国で定める大綱(26年7月策定予定)を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を策定するよう努めることとされている。 ・計画には、生活保護世帯や生活困窮世帯、ひとり親世帯等に対する教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等の施策を掲載する方向で検討。
愛知県子どもを虐待から守る条例に基づく計画 (平成27年4月～予定)	愛知県子どもを虐待から守る条例第10条 (平成二十六年愛知県条例第四十七号) <策定義務>	・子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、 ① 子どもを虐待から守ることに関する目標及び施策についての基本的な方針 ② 妊娠期からの総合的な子育て支援に関する事項 等を定める方向で検討。